

風営法改正に伴うお知らせ

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の一部が改正（以下「改正風営法」という。）となり、深夜における風俗営業の規制関係項目が追加されました。

具体的には、風俗営業者が、午前0時から条例で定める時間まで風俗営業を営む場合、改正風営法第13条第3項で、「客の迷惑行為を防止するための措置をとらねばならないこと」、同条第4項で、「苦情処理に関する帳簿を備え付け、適切な処理に努めなければならないこと」が規定されました。詳細は、国家公安委員会規則（以下「規則」という。）第27条及び第28条で定められました。（下記参照してください。）

改正風営法は、平成28年6月23日から施行で、同日から掲示物や苦情処理帳簿等が必要となりますので、準備をお願いします。

【深夜における客の迷惑行為を防止するための措置】～規則第27条抜粋

第1項

- ① 営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼしてはならない旨を表示した書面を営業所の見やすい場所に掲示し、又は当該書面を客に交付すること
- ② 営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼしてはならない旨を客に対して口頭で説明し、又は音声により知らせること
- ③ 泥酔した客に対して酒類を提供しないこと
- ④ 営業所内及び営業所の周辺を定期的に巡視し、営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼす行為を行い、又は行うおそれのある客の有無を確認すること
- ⑤ 前号に規定する客がいる場合には、当該客に対し、同号に規定する行為を取りやめ、又はこれを行わないよう求めること

第2項

風俗営業者は、これらの措置が適切に講じられるようにするため、当該措置について、従業員に対する教育を行い、又は営業所の管理者に当該教育を行わせなければならない。

【苦情の処理に関する帳簿の備付け】～規則第28条抜粋

第1項～苦情の処理に関する帳簿には、次に掲げる事項を記載する

- ① 苦情を申し出た者の氏名及び連絡先（氏名又は連絡先が明らかでない場合は、その旨）並びに苦情の内容
- ② 原因究明の結果
- ③ 苦情に対する弁明の内容
- ④ 改善措置
- ⑤ 苦情処理を担当した者

第2項～帳簿は、最終の記載をした日から起算して3年間保存しなければならない。

